

保呂羽浄水場再構築事業
事業者選定基準

令和4年6月

登米市上下水道部

目次

第1章 事業者選定基準の位置付け.....	1
第2章 事業者の選定体制.....	1
第3章 事業者選定の手順.....	1
1. 事業者選定までの手順.....	1
2. 審査の方法.....	3
2.1 参加資格の審査.....	3
2.2 技術提案書の審査.....	3
2.3 提案価格の確認.....	8
3. 優先交渉権者の選定.....	10
3.1 総合評価点の算定.....	10
3.2 優先交渉権者の選定.....	10
3.3 優先交渉権者の通知及び公表.....	10

第1章 事業者選定基準の位置付け

本事業者選定基準（以下「事業者選定基準」という。）は、登米市（以下「本市」という。）が、DBM方式（Design Build Maintenance）による保呂羽浄水場再構築事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するにあたり、事業者を選定する方法及び基準を示すものである。

第2章 事業者の選定体制

優先交渉権者選定のための審査は、公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うために設置している「保呂羽浄水場再構築事業事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

第3章 事業者選定の手順

1. 事業者選定までの手順

事業者選定までの手順は、次のとおりである。

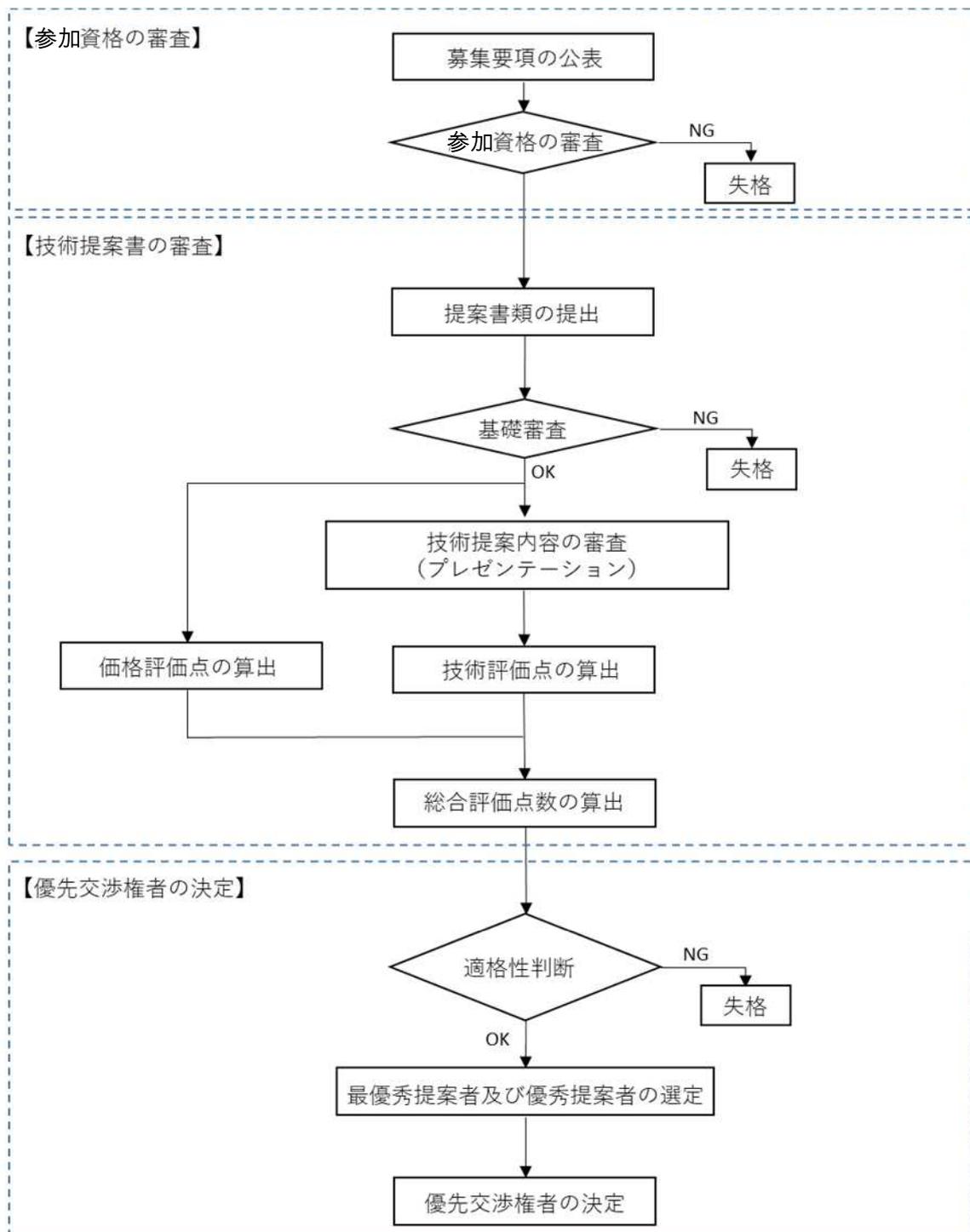


図 1 事業者選定までの手順

2. 審査の方法

優先交渉権者の選定は、以下のとおり、「参加資格の審査」、「技術提案書の審査」及び「提案価格の審査」の順で審査を実施する。

2.1 参加資格の審査

1) プロポーザル参加資格確認申請書等の審査

本市は、本事業のプロポーザル参加希望者（以下「プロポーザル参加者」という。）に求めたプロポーザル参加資格確認申請書等が全て揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではない。

2) プロポーザル参加資格要件の審査

本市は、プロポーザル参加者が募集要項に記載したプロポーザル参加資格要件を満たしていることを確認する。プロポーザル参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。確認内容は、表1に示すとおりとする。

表 1 参加資格の審査内容

確認事項	審査内容
プロポーザル参加者の構成等	募集要項「第2の2(1)応募者の構成等」の各項目
プロポーザル参加者の資格要件	募集要項「第2の2(2)プロポーザル参加資格要件」の各項目

3) 参加資格審査結果の通知

本市は、参加資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

2.2 技術提案書の審査

上記2.1において事業を実施するために必要な資格を有すると確認された応募者から、本事業に関する提案を受け、技術提案の評価を行う。

なお委員会には、技術提案書の審査終了まで、応募者及び応募グループ（以下「応募者」という。）が特定される情報は開示しない。

1) 提案時の提出書類の審査

本市は、応募者から提出された提案時の提出書類が全て揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではない。

2) 基礎審査

基礎審査として、提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか、及び提案価格が上限価格を下回っているかを市が確認する。要求水準を満たしていない場合は選定委員会に諮ったうえで、失格とする。

3) 技術評価審査

この技術の評価においては、応募者によるプレゼンテーション・ヒアリングを実施する。応募者が提出した提案内容とプレゼンテーション・ヒアリングの内容から、表 2 の視点による審査項目及び配点に基づき、得点化（以下「技術評価点」という。）する。また、ヒアリングにおいては業務遂行能力についても確認する。プレゼンテーション・ヒアリングの詳細については、基礎審査通過者へ追って通知する。

表 2 審査項目及び配点

評価項目 (大項目/中項目/小項目)	配点		評価項目	評価の視点	様式
・技術評価点	425				
1. 事業計画に関する事項	80				
基本方針	45	45	事業全体のコンセプト	安全・安心な浄水供給が持続できるように、また工事を安全確実に実施できるように、本事業全体に係るコンセプトを評価する。	3-I-1
業務実施体制	20	12	構成員の役割分担	構成員の役割分担の具体性を評価する。	3-I-2 -(1)
		8	浄水場建設事業における実績（技術者）	配置技術者の実績について評価する。	3-I-2 -(2)-① ②③④
事業の確実性	15	15	浄水場建設事業における実績（企業）	浄水場建設事業における施工完了実績及び既に運用を開始している実績を評価する。	3-I-3 -(1)-① ②③④ ⑤
2. 設計及び工事に関する事項	225				
処理システム	30	30	処理システム	原水水質に対する浄水処理、排水処理の確実性について提案の内容とその具体性を評価する。	3-II-1 -(1)
プラント施設 (機械)	70	10	膜ろ過施設 (安定性)	膜ろ過施設の運転における浄水能力の確保対策等について、提案の内容とその具	3-II-1 -(2)

評価項目 (大項目/中項目/小項目)	配点	評価項目	評価の視点	様式	
			体性を評価する。		
	15	膜ろ過施設 (安全性)	膜損傷時等の安全対策、対処方法の内容とその具体性について評価する。	3-II-1 -(3)	
	10	薬品注入設備	薬品を確実に注入する方法について、提案の内容とその具体性を評価する。	3-II-1 -(4)	
	15	除マンガン施設・前処理施設	原水水質に対して適切な除マンガン施設・前処理施設が提案されているか評価する。	3-II-1 -(5)	
	10	粉末活性炭注入施設	原水水質に対して適切な粉末活性炭注入施設が提案されているか評価する。	3-II-1 -(6)	
	10	耐震性・耐久性及び維持管理への配慮	設備の耐震性及びメンテナンスや系列休止に配慮された施設設計を評価する。	3-II-1 -(7)	
プラント施設 (電気)	50	20	電気設備	電気設備の性能、操作性について評価する。	3-II-2 -(1)
		20	監視設備	中央監視の役割及び操作内容等についての具体的な提案を評価する。	3-II-2 -(2)
		10	耐震性・耐久性及び維持管理への配慮	設備の耐震性・耐久性に配慮された施設設計及び維持管理性を向上させる具体的な提案について評価する	3-II-2 -(3)
土木建築施設	35	10	施工方法	構造物の品質を確保するために重要な施工計画について評価する。	3-II-3 -(1)
		25	設計	建築構造物、ゾーニング計画の具体性について、また	3-II-3 -(2)-①

評価項目 (大項目/中項目/小項目)	配点		評価項目	評価の視点	様式		
				土木構造物（水槽構造物）、場内配管の機能性について評価する。			
				耐震性・耐久性等の提案の具体性について評価する。	3-II-3 -(2)-②		
			40	30	既設浄水場運転継続及び新設稼働（切替手順を含む）	既設浄水場の安定運用を確保した上で、工事中的水運用や切替を安全に行えるかについて、提案の具体性を評価する。	3-II-3 -(3)-①
						切替、部分引渡し、試運転時による運転管理・維持管理への影響・リスクとその低減策を評価する。	3-II-3 -(3)-②
	10	セルフモニタリング	提案の内容とその具体性を評価する。	3-II-3 -(4)			
3. 保安全管理業務に関する事項	70						
保安全管理の確実性	50	15	保守点検計画	保守点検及び交換部品の確保について評価する。	3-III-1 -(1)		
		25	修繕・膜交換計画	修繕及び膜交換について評価する。	3-III-1 -(2)		
				緊急時における設備不具合への対策・対応について評価する。			
10	膜ろ過薬品洗浄	膜ろ過の薬品洗浄について具体性及び妥当性を評価する。	3-III-1 -(3)				
事業終了時の引継ぎ	20	20	事業終了時の引継ぎ	事業終了に伴う市や次期事業者への引継ぎに関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	3-III-2		

評価項目 (大項目/中項目/小項目)	配点		評価項目	評価の視点	様式
4. その他の事項	50				
地域貢献	20	15	地域経済への貢献	地域経済への貢献に関する提案を評価する。	3-IV-1
		5	地域活動への貢献	地域活動への貢献策を評価する。	
環境配慮	15	15	環境対策	設計・建設及び浄水場稼働時における環境面を配慮した事項とその具体性を評価する。	3-IV-2
運転指導・助言等	15	15	運転指導・助言等	運転管理に対する指導について評価する。	3-IV-3
価格評価点	125				
費用に関する評価	125		提案価格	提案価格を点数化して評価する。	
総合得点評価	550				

4) 技術評価点の得点化方法

技術評価点は、評価項目毎に以下のとおり4段階の評価を行い、得点化する。

- ① 技術評価点は小数点以下第1位を四捨五入し、一の位までを求める。
- ② 評価項目毎に選定委員会の各委員による合議制にて評価を決定する。

表 3 審査項目及び配点

判断基準	評価	得点化方法
優れた提案を含んでいる	A	配点×1.00
やや優れた提案を含んでいる	B	配点×0.75
要求水準以上の提案がある	C	配点×0.50
要求水準どおりである	D	配点×0.25

2.3 提案価格の確認

応募者が提出した提案価格に対し、本市は、提案金額が上限価格の範囲内である応募者を対象として、以下の評価を行う。

なお、提案価格については、総合評価点の評価時までは選定委員会に非開示とする。

1) 価格評価点の得点化方法

価格評価点は、次の方法により得点化する。価格提案の評価は上限価格の88%に相当する提案を125点(満点)、上限価格と同額の提案を0点として、それらの中間の価格提案については直線補間により評価する。また、上限価格の88%を下回る提案があった場合においても、価格提案評価は125点を上限とする。なお、価格評価点は小数点以下第1位を四捨五入し、一の位までを求める。

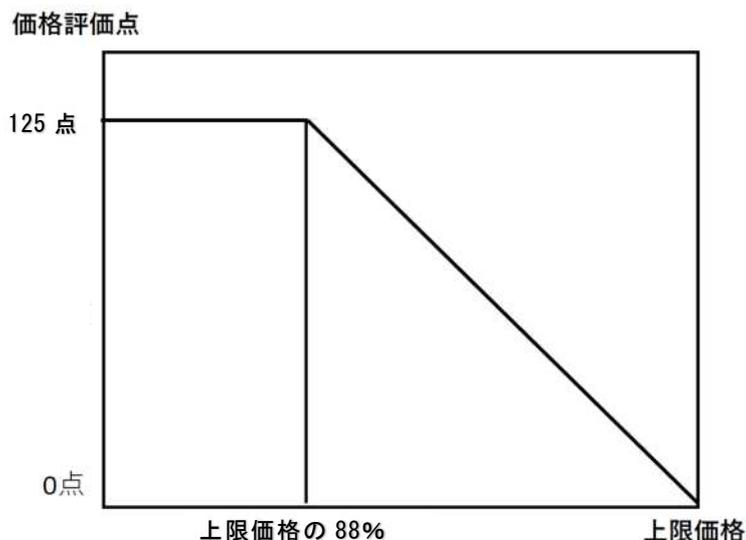


図 2 価格評価点の得点化方法

2) 「地域経済への貢献」の得点化方法

技術評価点の地域貢献に関する提案のうち、「地域経済への貢献」の評価は、設計建設工事の提案価格に占める地元企業の請負比率が 15%以上のときを配点の 100%、請負比率 0%のときを配点の 0%とし、それらの中間の請負比率については直線補間により配点する。なお、配点は小数点以下第 1 位を四捨五入し、一の位までを求める。

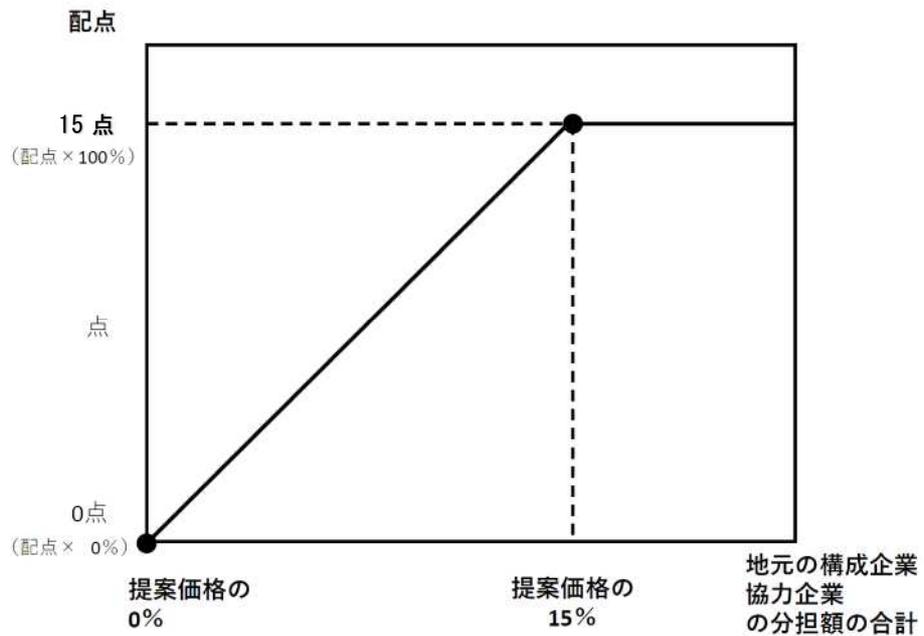


図 3 「地域経済への貢献」の得点化方法

3. 優先交渉権者の選定

応募者による提案内容の総合評価点の算出方法や優先交渉権者の選定は、以下のとおり実施する。

3.1 総合評価点の算定

総合評価点の算定各応募者について、技術評価点及び価格評価点を合計し、総合評価を算出する。技術評価点（425点満点）と価格評価点（125点満点）の合計値（550点満点）が総合評価点となる。

3.2 優先交渉権者の選定

適格性の判断基準として、技術評価点の50%以上（213点以上）を確保していることとする。

選定委員会は、各応募者の総合評価点が高い提案を最優秀提案とし、次点の提案を優秀提案とする。

総合評価点同点の提案が2以上あるときは、技術評価点が高い提案を最優秀提案として選定する。それでも優劣がつかない場合には、複数の提案を最優秀提案として市長に報告するものとする。

本市は、選定委員会からの報告に基づき本事業の優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。また、選定委員会から複数の最優秀提案者の報告があった場合は、当該提案者によるくじ引きにより決定する。

なお、応募者が1者の場合でも優先交渉権者の選定を行う。

3.3 優先交渉権者の通知及び公表

各応募者への選定結果については、本市より書面にて通知する。優先交渉権者と次点となる事業者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。

各応募者の総合評価点の算定結果は公表するが、各応募グループの代表企業のみ公表し、構成企業は非公表とする。